

基金だより

| 2021年3月号 |

2021年度予算をお知らせします

2月12日に開催されました当基金の代議員会において、当基金の2021年度予算が決まりましたので、その概要をお知らせいたします。

予算の基礎数値

予算で計上されている収益や費用などの各項目は、次のような推計値を基に、算出されています。

設立事業所数

6事業所

加入者数

797人
(2021年度平均)

掛金(事業主負担)

加入者一人当たり
リスク分担型掛金 18,510円
事務費掛金 3,400円

年金給付

年金額 91,406千円
受給権者数 335人
受給待期者数 15人

一時金給付

脱退一時金 6,224千円
選択一時金 18,041千円
遺族一時金 0千円

積立金の状況

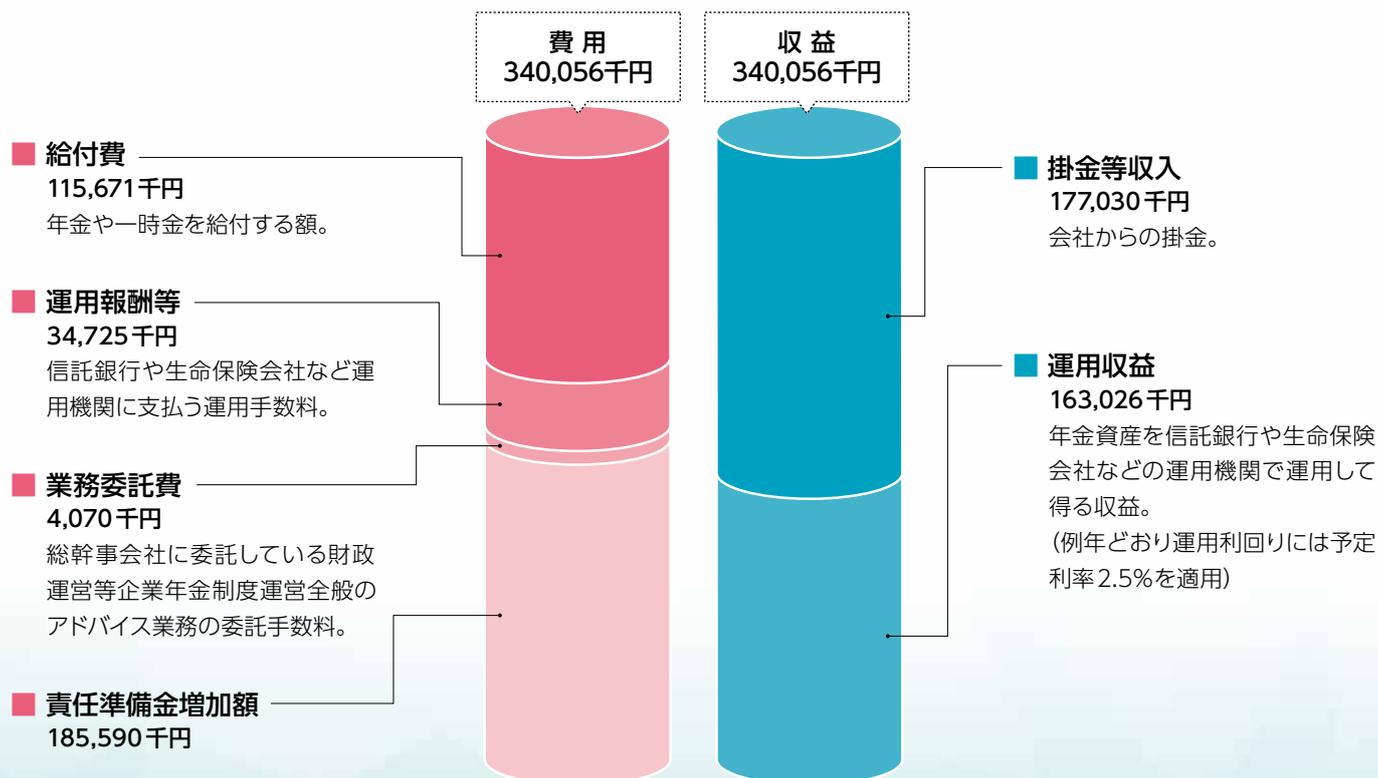
年金資産額(推計)
6,521,191千円
(2021年3月31日現在)

年金経理

年金の給付や掛金のうけ入れ、年金資産の管理運用などを行う経理です。
資産額は時価による推計で表示しています。

1年間の収支見込み (予定損益計算書・経常収支)

基金の主な収入源である掛金、支出である年金・一時金の支払いのほか、年金資産の運用損益などの1年間の収支を見込みます。

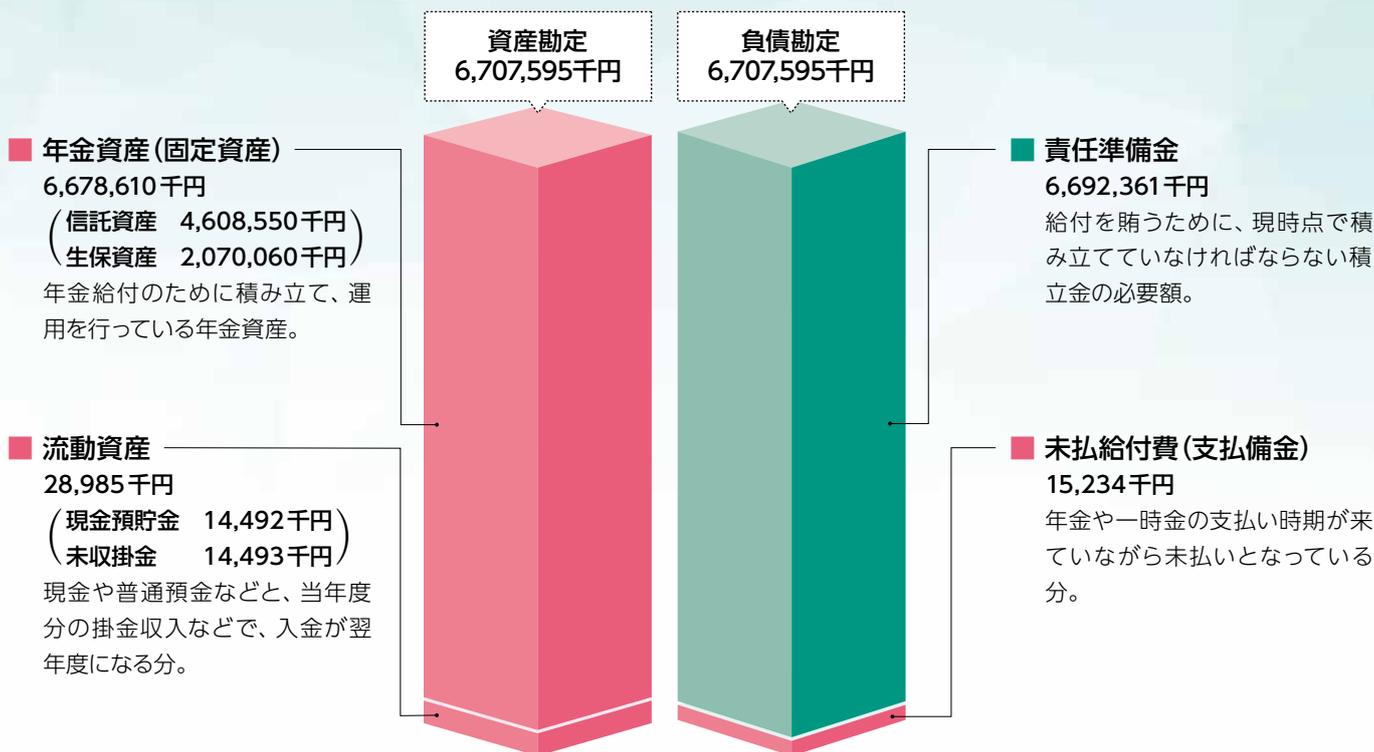


年度末時点の積立額(見込み) (予定貸借対照表)

(将来の年金・一時金の支払いに備えて、当年度末までに積み立てておくべき必要額(責任準備金)と、保有する年金資産とのバランスを予測します。)

純資産：(固定資産+流動資産) - (流動負債+支払備金)

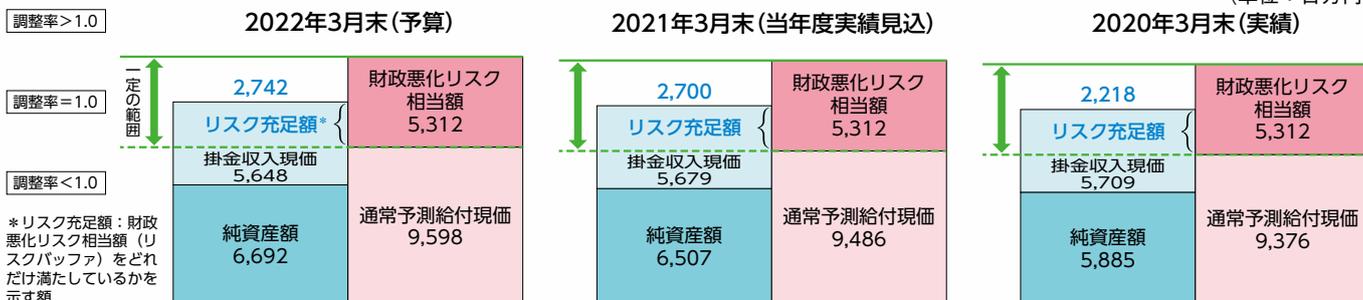
負債



財政状況について：積立状況の見通し(事業計画・予算案ベース：みずほ信託銀行試算) 2021年3月末(当年度実績見込)、2022年3月末(予算)ともに「財政均衡状態」が見込まれます。

(「財政均衡状態」では、給付額の調整は行われません。)

(単位：百万円)



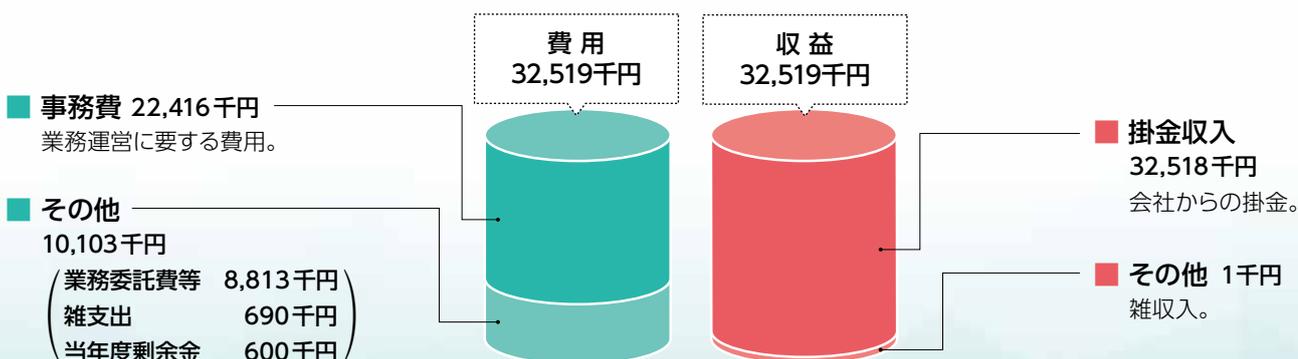
- ・財政悪化リスク相当額：通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額(リスクバッファ)
 - ・通常予測給付現価：将来発生が見込まれる予想給付の現在価値
 - ・掛金収入現価：将来収入が予定されている掛金の現在価値
- ※2021.3末資産状況は第3四半期末時点の運用利回りをもとに推計しています(当年度想定運用利回り：10.0%)。

業務経理

業務会計

基金を運営するための経費を処理する会計です。

基金の運営にあたっては、各種費用の見直しを行い経費削減を図ります。





当基金の資産運用計画



基金では、将来の年金・一時金の支払いに備えて年金資産を積み立てています。この年金資産は、掛金と、掛金を運用して得た収益で賄っています。運用にあたっては、安全かつ効率的に収益を確保するために「運用の基本方針」を策定しています。

リスク分担型制度の資産運用にあたっては、専門知識を有する受託銀行のコンサルティングを受け、資産運用委員会、代議員会の審議を経て、基本方針を改定し、これに基づき次のように政策的資産構成割合を決定いたしました。

今般の代議員会において、2021年度も引き続き、下記の政策アセットミックスに基づいた資産運用を行う事業計画案が承認されました。

■ 運用の基本方針 (概要)

目的

年金給付金および一時金等の支払いを将来にわたり確実にを行うため、また、リスク管理に重点を置きつつ、必要とされる総合収益を長期的に確保することを運用目的とする。

目標

各資産の市場収益率（以下「ベンチマーク」という）を政策的資産構成割合（以下「政策アセットミックス」という）に応じて組み合わせた収益率（以下「複合ベンチマーク」という）を長期的に上回ることを運用目標とする。

資産構成

資産運用の目的を達成するため、特定の運用方法に集中しないよう分散投資に努め、当基金の成熟度や財政状況を踏まえて、中長期観点から最適なアセットミックスを策定し、また必要に応じこれを見直します。

※政策アセットミックスは、中長期的な観点から策定される年金制度全体の資産配分計画です。運用成果は資産配分に大きく影響され、変動幅の約90%は資産配分により決定されるとの研究結果もあります。資産運用において最も重要なのは、その制度の実態に最適な政策アセットミックスの策定と管理であると考えられています。

■ 政策的資産構成割合 (政策アセットミックス)

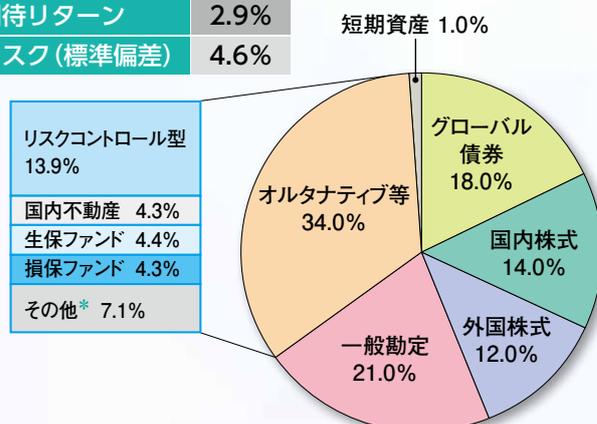
リスク分担型企業年金の資産運用の基本的な考え方…従来型制度と異なり、一定範囲内の運用のブレは、受給者の方への給付にも影響しません。むしろリスクを抑えすぎて、長期的に予定利率を達成できないことのほうが問題となります。

2019年3月31日 改定

	グローバル債券	国内株式	外国株式	一般勘定	オルタナティブ等	短期資産	積立金合計
中心値 (%)	18.0	14.0	12.0	21.0	34.0	1.0	100.0
運用レンジ (%)	±10.0	±10.0	±10.0	±10.0	±10.0	0~10.0	—

【政策アセットミックス】

期待リターン	2.9%
リスク (標準偏差)	4.6%



* マルチアセット型ファンド、複数のオルタナティブ投資を組み入れたパッケージ商品

【資産の特徴】

グローバル債券…国内債券・外国債券をグローバル債券に一括化。金利情勢に応じて、国内債券・外国債券を使い分ける（現在は為替ヘッジ付外債が中心）。

国内債券…満期償還まで保有すれば元本と一定利率の保証がある安全性資産。

外国債券…国内債券に比べ比較的高金利が望めるが、為替相場の影響などに留意する必要がある。

国内株式…高収益が期待できるリスク性資産。

外国株式…為替リスクはあるが、各国の資産価格に変動があるため、リスク分散と高収益が見込まれる。

一般勘定…相場環境にかかわらず、元本と一定の利率が保証されている安全性資産。

オルタナティブ投資…債券や株式などの伝統的な資産とは異なる資産（不動産など）。伝統的資産との相関性が低い。

※「運用の基本方針」について、ご意見がある場合は、最終頁に記載の〈照会先〉までご連絡ください。


年金ハッシュタグ

#年金額改定のしくみ

厚生労働省は1月22日、令和3年度の年金額（厚生年金・国民年金）を令和2年度から0.1%引き下げると発表しました。年金額は賃金や物価の変動、さらにマクロ経済スライドという調整によって、毎年度見直されます。今回は年金額改定のしくみを見ていきます。

賃金や物価の変動率に応じて改定のパターンが異なる

年金を受給し始める際の年金を**#新規裁定年金**と言います。一方、すでに受給中の年金を**#既裁定年金**と言います。年金を受給するときは、本人が年金請求書を日本年金機構に提出し、間違いがないかどうかの決定（＝裁定）をうけて、初めて支払われるからです。そして、新規裁定年金は（名目手取り）賃金の変動率を基に、既裁定年金は物価の変動率を基に、それぞれ改定されます。

その際、賃金と物価の変動率に合わせて、新規裁定年金・既裁定年金とも**#同じ率で改定**するパターンが3つあります。

①物価の伸びが賃金の伸びを上回る場合は、賃金の伸

びに応じて改定

②賃金の伸びも物価の伸びもマイナスで、物価のマイナス幅が賃金のマイナス幅よりも小さい場合は、賃金のマイナス幅に応じて改定

③物価の伸びがプラスで賃金の伸びがマイナスの場合は、賃金のマイナス幅に応じて改定

賃金は保険料を負担する現役世代の所得です。仮に賃金の伸びがマイナスで、物価の伸びがプラスの場合、原則に基づいて年金額を改定すると新規裁定年金はマイナス、既裁定年金はプラスとなり、不公平を生じるからです。

年金額に少子高齢化を反映するマクロ経済スライド

日本は**#少子高齢化**が進んでいます。少子化は保険料を負担する現役世代の減少を意味し、高齢化は年金を受給する高齢者の増加を意味します。そこで、年金制度を将来にわたって安定的に運営していくため、賃金・物価による改定に加え、**#マクロ経済スライド**による年金額の調整が行われます。マクロ経済スライドは、**#公的年金全体の被保険者数の変動率**（＝少子化）と**#平均余命の伸び率**（＝高齢化）を加味して年金額を調整するしくみです。ただし、マクロ経済スライドを行うことで前年度の年金額を下回ってしまう場合は、前年度の年金額が据え置かれます。

* * * *

以上のルールを基に、なぜ令和3年度の年金額が0.1%引き下げられるのかを見てみます。

○令和2年平均の全国消費者物価指数…0.0%

○名目手取り賃金変動率…▲0.1%

○マクロ経済スライドによる調整率…公的年金被保険者数の変動率(0.2%)×平均余命の伸び率(▲0.3%)
 $=1.002 \times 0.997 = 0.999$ (▲0.1%)

賃金と物価の関係は前記③に該当するため、新規裁定年金・既裁定年金とも賃金の変動率で改定します(▲0.1%)。賃金や物価による改定率がマイナスの場合は、マクロ経済スライドによる調整は行われません。この未調整分(▲0.1%)は翌年度以降に繰り越されます。

●令和3年度の新規裁定者の年金額の例（月額）

	令和2年度	令和3年度
国民年金 (老齢基礎年金(満額):1人分)	65,141円	65,075円 (▲66円)
厚生年金* (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む 標準的な年金額)	220,724円	220,496円 (▲228円)

*平均的な収入(賞与を含む月平均)43.9万円で、40年間就業した場合にうけとり始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準。



NEWS CLIP

気になるニュースをピックアップ!

年金手続の押印が原則廃止されました

年金手続を行う際に必要だった押印が原則廃止となりました。ただし、金融機関への届印、実印による手続が必要なものなどについては、引き続き押印が必要となります。押印欄のある旧様式でも使用でき、旧様式を提出する場合も押印は必要ありません。押印が必要な書類は右表のとおりです。

令和3年4月からは、企業が従業員に法定労働時間を超えて残業や休日出勤を命じる場合に結ぶ36協定の届出書類も、押印と署名が不要となります。

国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書
国民年金保険料口座振替辞退申出書
委任状（年金分割の合意書請求用）
公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
健康保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書
船員保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書
健康保険・船員保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書（ゆうちょ銀行用）
健康保険・厚生年金保険 保険料預金口座振替辞退（取消）通知書
船員保険・厚生年金保険 保険料預金口座振替辞退（取消）通知書
健康保険・船員保険・厚生年金保険 保険料預金口座振替辞退（取消）通知書（ゆうちょ銀行用）

70歳以上でも働ける企業が3割を超えました

厚生労働省が公表した令和2年「高齢者の雇用状況」集計結果によると、70歳以上になっても働ける制度のある企業は、前年比2.6ポイント増の31.5%（5万1,633社）となることがわかりました。希望者全員が70歳以上になっても働ける企業は、同0.8ポイント増の11.3%（1万8,571社）となり、いずれも過去最高の水準を更新する結果となりました。

集計結果は、令和2年6月1日時点の従業員31人以上の企業16万4,151社の報告をまとめたものです。

コロナによる今後の影響は見通せませんが、人手不足や高齢者の就労意欲の高まりを背景に、雇用状況はおおむね堅調に推移しているようです。

具体的に見ていくと、①定年制を廃止した企業は前年と同様の2.7%（4,468社）、②70歳以上定年の企業は同0.2ポイント増の1.5%（2,398社）、③70歳以上までの希望者全員の継続雇用制度を導入している企業は同0.6ポイント増の7.1%（1万1,705社）、となりました。

令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました

身分証明書やオンラインによる行政手続などさまざまなサービスに利用できるマイナンバーカードが令和3年3月から健康保険証として利用できるようになりました。

利用方法は、受診の際、医療機関の窓口でマイナンバーカードをカードリーダーにかざして、カードの顔写真か、暗証番号で本人確認を行います。オンラインで医療保険の資格確認がされ、これまでの健康保険証を提示したときと同様、医療費の一部負担だけで

必要な医療がうけられます。

ICチップの中の電子証明書を使うため、窓口でマイナンバーを取り扱うことはありません。また、ほかの人がマイナンバーを使って手続することはできず、受診歴や薬剤情報などの個人情報やICチップに記録されることもありません。紛失・盗難の場合でも情報が読み取られてしまう心配はありません。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルで事前に登録が必要です。